

担当課	申請例（一部）	内線	担当課	申請例（一部）	内線
障がい福祉課	・身体障害者手帳の交付申請 ・障がい福祉サービス利用手続	162	児童家庭課	・児童手当の現況届 ・児童扶養手当の認定請求	283 182
保育課	・保育所入所申込（支給認定申請）	176	介護長寿課	・介護保険認定申請	169 530
福祉総務課	・特別弔慰金請求	128		・高額介護サービス費の支給申請	
生活福祉課	・生活保護の申請	174		・住宅改修費の支給申請	
国民健康保険課	・被保険者の資格取得喪失の届出 ・高額療養費の支給申請 ・限度額適用・標準負担額減額認定申請 ・非自発的失業者の軽減措置申請	139	建築課	・公営住宅の入居申込	515
			学務課	・幼稚園入園申込（支給認定申請）	892-8283
		146	税務課	・固定資産証明書の交付申請 ・所得課税証明書の交付申請 ・償却資産に関する申告	221 ～ 223 232
		264			
健康増進課	・妊娠の届出（母子健康手帳交付） ・未熟児養育医療の申請	898-5583	納税課	・納税証明書（車検用の軽自動車税納税証明書を除く）の交付申請	255 ～ 257

住民基本台帳カード新規交付終了のお知らせ

住民基本台帳カード並びに公的個人認証サービス（電子証明書）につきましては、マイナンバー制度の導入に伴い平成28年1月より新制度でのサービスの提供へ変更となります。

○住民基本台帳カードの新規交付が終了となります！

住民基本台帳カードの新規交付については、平成27年12月28日をもって終了となります。なお、平成28年1月以降であっても、有効期限の満了日までは使用可能です。

○住民基本台帳カード向けの電子証明書の交付が終了となります！

現行の公的個人認証サービスによる住民基本台帳カード向けの電子証明書の交付は、平成27年12月22日をもって終了となります。なお、平成28年1月以降であっても、有効期限の満了日までは使用可能です。

○平成28年1月以降は、個人番号カードの交付がはじまります

平成28年1月以降に、申請された方へ個人番号カードの交付が開始されます（住民基本台帳カード同様、取得は任意です）。

個人番号カードには、電子証明（従来の署名用電子証明書に加え、新たに利用者証明用電子証明書）が搭載されe-Tax等の電子申請が行えます。

住民基本台帳カードとは違い、個人番号カードの交付までに時間を要するため、住所異動届出（転出・転入・転居）等の手続きで電子証明書を失効したお客様については、申請当日に電子証明書の交付を行うことができませんのでご注意ください。

住民基本台帳カード並びに住民基本台帳カード向け電子証明書について
市民課 ☎893-4411 内線 184、544（平日8：30～17：15）

問合せ

「通知カード」「個人番号カード」に関することや、その他マイナンバー制度に関するお問合せ

マイナンバー総合フリーダイヤル(新設) ☎0120-95-0178

※一部IP電話等で上記の番号に繋がらない場合は…

- ・マイナンバー制度に関すること ☎050-3816-9405
- ・「通知カード」「個人番号カード」に関すること ☎050-3818-1250

※英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語対応のフリーダイヤル（英語以外は平日9：30～20：00の対応）

- ・マイナンバー制度に関すること ☎0120-0178-26
- ・「通知カード」「個人番号カード」に関すること ☎0120-0178-27

平日 9時30分～22時00分
土日祝 9時30分～17時30分
(年末年始を12月29日～1月3日除く)

1

いよいよ、マイナンバー制度が開始されます！

平成28年1月以降、マイナンバーはこんな場面で必要になります。

マイナンバーは国の行政機関や地方公共団体などで、社会保障、税、災害対策の分野に利用されます。

社会保障関係

- 雇用保険の資格取得や確認、給付
- ハローワークの事務
- 医療保険の給付の請求
- 福祉分野の給付、介護保険 など

税務関係

- 税務署に提出する確定申告書(平成28年分から)、届出書、法定調書などに記載
- 都道府県・市町村に提出する申告書、給与報告書などに記載 など

災害対策

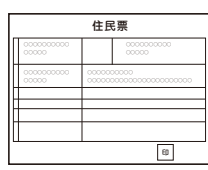
- 防災・災害対策に関する事務
- 被災者生活再建支援金の給付
- 被災者台帳の作成事務 など

- ・平成28年1月より社会保障、税、災害対策の分野の所定の行政手続きで、申請書等へのマイナンバーの記載が必要になります。
- ・マイナンバーは生涯にわたって使うものです。大切にしてください。

マイナンバーを記載していただく場合の窓口等で行なう「本人確認」のイメージ

①「個人番号カード」か、もしくは②「通知カード+免許証等」が必要になります。）

なりすまし防止のため、該当する手続きにおいてマイナンバーを取得させていただく際、新たに、法令に沿った「本人確認」をさせていただきます。ご理解、ご協力のほどよろしくお願いします。

	マイナンバー（番号）の確認	身元の確認
①	 うら 個人番号カード	 おもて
②	 通知カード または  住民票	 免許証  パスポート 通知カード、住民票(番号つき)など+免許証・パスポートなど

マイナンバー制度をかたった不審な電話等には注意してください！

マイナンバー制度をかたった不審な電話・メール・手紙・訪問等には十分注意し、少しでも不審に感じた場合は、内容に応じて相談窓口をご利用ください。

IT推進室 ☎893-4411 内線 271、378 消費者ホットライン ☎188（いやや!!）

不審な電話等の事例

- マイナンバー通知やマイナンバーカードの交付手続きを口実に「口座番号」や「所得・資産の情報」、「家族構成」などを聞き出そうとする。
- 公的機関の職員を名乗り「マイナンバーカードを作るのに費用がかかる」などと言い、登録手数料名目に金銭を騙し取ろうとする。

（内閣府コールセンター等に寄せられた情報から主な内容を編集掲載）